

長崎で平和責任を考える～被ばく者・市民・マスメディア～

高橋 眞司 (長崎大学生涯教育室・客員教授)

はじめに 問題提起の狙いと願い—大学と報道の協働

長崎在住 40年 (1973-2013)。これまでも地元長崎のマスメディア各社と「協働」して、取材に応じたり番組に出演したり、記事や番組制作のお手伝いをしてきた (種々エピソードあり)。今回は、2000年いらいの持論「平和責任」を提起して、若手マスメディア関係者にメディアの新たな役割を自覚的に担ってもらいたい、と願っている。

第1節 平和責任とはなにか? [別紙参照]

- 1 《平和責任》 "peace responsibility" の提起
- 2 平和責任の定義: 人と市民が《平和責任》を負うとは

第2節 マスメディアの諸問題

1 ニュース性—四つのカテゴリー

- (1) a) ニュースになる/b) ならない
- (2) a) ニュースになりやすい/b) なりにくい—とくに「構造的暴力」の問題
- (3) a) ニュースに値する/b) 値しない
- (4) a) ニュースにする/b) しない

2 マスメディアの政治性

- (1) 大資本とマスメディア
- (2) 現場とデスク

3 マスメディアへの注文

(1) 「個人的トラブルと公的イシュー ("private troubles" and "public issues")」 個人的難儀と公的問題の区別。Charles Wright Mills, The Sociological Imagination, Oxford, 1959; Pelican Books, 1970 ライト=ミルズ「社会学的想像力」紀伊国屋書店、1965, 1995

(2) 想像力(imagination)—とくに、過去と未来への構想力

(3) 怒りと憤りの人間的意味—哲学者の思索から: プラトン、ホッブズほか

Cf. ステファン・エセル「怒れ! 憤れ!」村井章子訳, 日経 BP, 2011

Stéphane Hessel, Indignez-Vous! Indigène éditions, 2010

むすび 核時代の「平和責任」

1 核兵器と原発の「核の世紀」(the nuclear century)に終止符を!

2 核時代の「平和責任」とは核兵器廃絶のみならず原子力の平和利用=原発についても責任を持つこと、これを "nuclear responsibility" + と呼ぶことができる。

+ John W. Gofman(1918-2007) カリフォルニア大学分子生物学教授、1971年以降「Nuclear Responsibility 委員会」議長、主著: Radiation and Human Health, 1981, 1983; 「人間と放射線」社会思想社、1991; 明石書店、2011

《平和責任》—その提起と定義

エピグラフ (epigraph, 題辞)

「思索とはつねに歴史的瞬間の思索であり、したがっていつもオリジナルだ」ベネデット・クロッチェ (Benedetto Croce, *My Philosophy*, 1945)

1 《平和責任》(peace responsibility)の提起—新ミレニアムにのぞんで新しい平和の哲学を模索

1) 「平和責任—平和に対する責任ということ」世界 YMCA/YWCA 合同祈禱週、長崎 YMCA/YWCA 祈りの夕べ (奨励)、於長崎銀屋町教会, 2000年11月13日

2) 「平和教育—長崎からの報告と提言」日本国際連合協会主催「国連北東アジア金沢シンポジウム」於金沢, 2001年6月7日; 孫東民「対話促理解」(対話は理解を促進する)『人民日報』2001年7月12日; 日本国際連合協会『季刊国連』25号, 2001年8月, 19-31ページ; 高橋眞司『続・長崎にあって哲学する』北樹出版, 2004年, 109-125ページ

3) 「平和に対する責任」立正佼成会『佼成新聞』特集「平和を築く視座」2003年1月5日。ただし、原題「平和責任」は編集部によって「平和に対する責任」に改められた。

4) 「平和責任—平和憲法を守るために」聖パウロ女子修道会『あけぼの』2005年2月号; 「平和責任—憲法九条を守るために」長崎県九条の会『平和憲法を守ろう—被爆地市民の熱い思い』2005年5月3日, 80-85ページ; 高橋眞司『詩集 緑色のまなざし』聖母の騎士社、聖母文庫、2008年所収

5) 「原爆死から平和責任へ—被爆体験の思想化のこころみ」長崎大学教育学部『社会科学論争』69号, 2007年3月, 1-16ページ

6) 「平和責任と多文化共生のために」(谷川昌幸と共著; 「平和責任」の項、高橋執筆)、高橋眞司・舟越耿一編著『ナガサキから平和学する!』法律文化社、2009、終章、230-238ページ

7) 「被爆体験と平和責任—長崎にあって哲学する」広島市立大学・広島平和研究所「市民講座」、於広島市まちづくり市民交流プラザ、2011年6月3日; 日本道德教育学会第77回大会「学術講演」、於長崎大学教育学部、2011年7月8日; 北九州市立大学主催・大学コンソーシアム関門「核兵器の記憶」、於小倉 AIM ビル 7F、2011年11月19日

8) 「平和責任—長崎で考える」大学生協寄附講座・大学コンソーシアム京都「戦争と平和を問いなおす」、於キャンパスプラザ京都、2011年7月8日; 2012年6月15日

2 平和責任の定義

2-1 平和責任は、その概念が抱懐された実際の文脈にかんがみて、すなわち地球的かつ歴史的、とりわけ未来志向的な展望のなかで生まれた概念であって、若いも若きも万人に妥当する普遍的な概念である。

2-2 平和責任とは、革命と民族の独立、世界戦争と大量虐殺(ホロコースト)の20世紀を経て、21世紀をのぞみ第三ミレニアム(千年紀)をのぞんで構想された、戦争責任よりいっそう根源的な、より高められた責任(die gesteigerte Verantwortung. Cf. Jaspers, 1946)である。

2-3 人と市民が平和責任を負うとは、

1) そもそも人類史の「はじめに戦争はなかった」こと(„Im Anfang war nicht der Krieg.“)、言いかえれば、戦争は人類史の発展の一定の段階で「人類が発明したもの」(“Warfare is only an invention – not a biological necessity.” M. Mead, 1940.)であって、人類の本能によって惹き起こされるものでないこと(cf. The Seville Statement on Violence. 1986.)を想起し、

2) 世界歴史における第一次、第二次世界戦争の経験、とくに南京大屠殺、アウシュヴィッツ強制収容所、そして広島・長崎の原爆投下などの「凶行」(atrocities)を想起して戦慄し、それによって新たに自覚された<人間の尊厳> human dignity, die Menschenwürde を心に刻み、

3) 「マグナカルタ」(1215年)以来の世界憲政史の発展、とくに「アメリカ独立宣言」(1776年)、フランス人権宣言(「人および市民の権利宣言」1789年)、リンカーン「ゲティスバーグ演説」(1863年)、ケロッグ・ブリアン協定(いわゆる「戦争放棄条約」パリ、1928年)、F. D. ローズヴェルト「四つの自由」(1941年)、「日本国憲法」(1946年)、「ドイツ共和国基本法」(1949年)などの重要な宣言、条約、憲法を心に留め、

4) 「国連憲章」(1945)、「世界人権宣言」(1948)、国連人間環境会議「ストックホルム宣言」(1972)、「子どもの権利条約」(1989)、「環境と開発に関するリオ宣言」(1992)、「ハーグ平和アピール」(1999年)、「国連ミレニアム宣言」(2000)、「国連ミレニアム開発目標」(MDGs, 2001)、「人間の安全保障の現在」(Human Security-Now, 2003)など、現代世界における国際社会の重要かつ緊急の宣言と行動目標に留意し、

5) 一方で、古典古代らしいの長い伝統をもつ哲学史のなかから、カント「人間性の尊厳」die Würde der Menschheit, シュヴァイツァー「生命への畏敬」die Ehrfurcht vor dem Leben, あるいはヤスパース「罪の問題」*Die Schuldfrage*, 1945/1946などの思索と思想に深く学び、

6) 他方で、新しい学問・平和学の提起する「消極的平和」negative peace, 「積極的平和」positive peace, 「文化的暴力」cultural violence などの新しい概念を顧慮しつつ、

7) 地球上のすべての人民の「神聖な権利」としての<平和への権利> the sacred right of peoples to peace (UNGA, Res. 39/11, 1984) に立脚して、

8) そして、ここで主権を有する人民は、集会的には「人民」*Peuple* と呼ばれるが、個別的には主権にあずかる「市民」*citoyens* とよばれること(J. J. ルソー「社会契約論」J. J. Rousseau, *Du Contrat Social*, 1762.) を改めて想起しつつ、

9) 国内的ならびに国際的に、あらゆる意味において<平和の質> the quality of peace を向上させ改善するつとめ(責務)を負うことである。

10) したがって、個人として、あるいは人々と協同して、いかなる意味においてであれ<平和の質> を良くしようと努力する人びとは、誰でも平和のために実際的な仕事をしているのである。

“All those who strive, whether individually or jointly, to improve the quality of peace, are doing practical work for peace.” (Cf. Sissela Bok, *A Strategy for Peace: Human Values and the Threat of War*. Pantheon, 1989. p. 107)

[注]

2-9) 及び 2-10) 平和の意味については、高橋眞司「平和の意味論」(高橋眞司・舟越歌一編『ナガサキから平和学する!』法律文化社、2009年、234ページ、参照。

2-10) シセラ・ボク『平和のための戦略—人間的価値と戦争の脅威』に、以下の文章がある。

“All those who strive, whether individually or jointly, to reduce the sway of violence and deceit, betrayal and secrecy, are doing practical work for peace.” (Sissela Bok, *A Strategy for Peace: Human Values and the Threat of War*. Pantheon, 1989. p. 107; pp. 35-36, 81-86.)

上記 2-10) は、原文の「暴力と欺瞞、背信と機密のレベルを押し下げる」”to reduce the sway of violence and deceit, betrayal and secrecy” を「《平和の質》を改善する」”to improve the quality of peace” というポジティブな言葉におきかえたのである。なお、邦訳は、シセラ・ボク著、大沢正道訳『戦争と平和—カント・クラウゼヴィッツと現代』(法政大学出版会、1990年)と題して出版されている。高橋眞司、2004年、200ページ、注(25)参照。